

【前期計画】

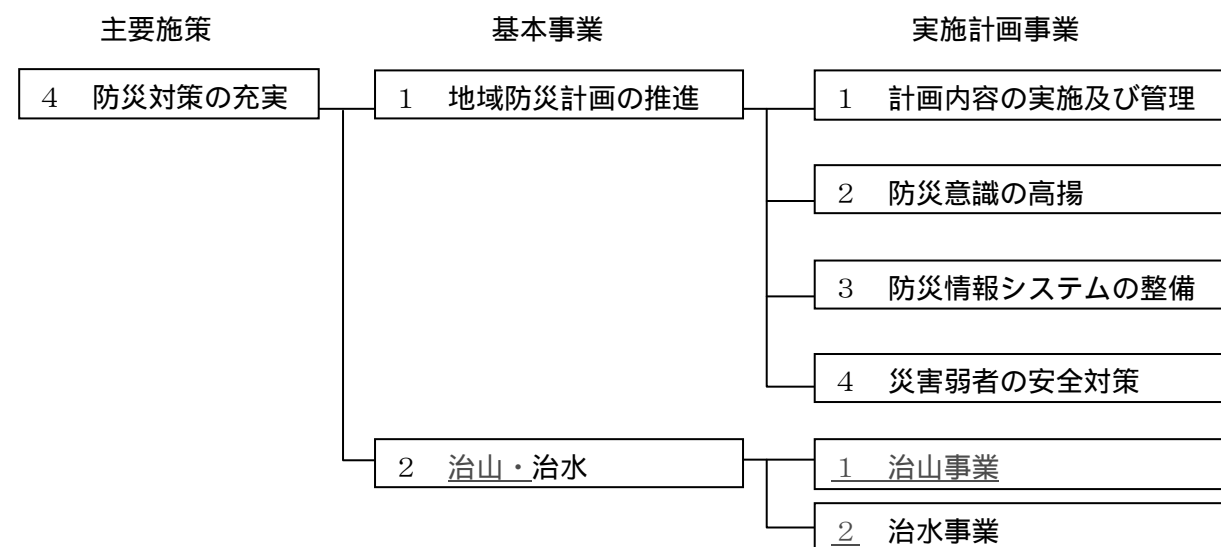
〔現状と課題〕

- ◆本市では近年、大規模な洪水は発生していませんが、短時間集中豪雨型の局所的な大雨被害や台風や低気圧による強風被害が増える傾向にあります。
- ◆市内での地震の発生は極めて少なく、地震による被害はこれまで皆無と言えますが、全国的には大規模地震が多発する傾向にあり、災害への備えと市民の防災意識の高揚が求められます。
- ◆災害から地域を守り、安全で安心なまちづくりに向けて、気象情報など必要な防災情報を迅速に入手して市民に知らせる情報伝達システムの整備や防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策など、きめ細かな防災対策を講じていかなければなりません。
- ◆山林では伐採や農地の開墾などによる荒廃状態の箇所が見受けられることから、山地の保水力を高めるために緑化を進めなければなりません。
- ◆洪水防止のために護岸工事や樋門へのポンプ場設置などの河川整備が行われてきましたが、ダムや護岸、築堤等の整備、河道の掘削など、さらなる整備が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆防災対策の充実に向けた具体的な取り組みは、名寄市地域防災計画に盛り込まれた内容を着実に実施していくことが基本になることから、計画内容の進行管理を適切に行う中で効果的・計画的な防災対策を実施していきます。
- ◆荒廃状態にある山地の造林を推進するとともに、河川整備を継続的に実施し、洪水による被害を未然に防ぎます。

〔施策の体系〕



【後期計画】

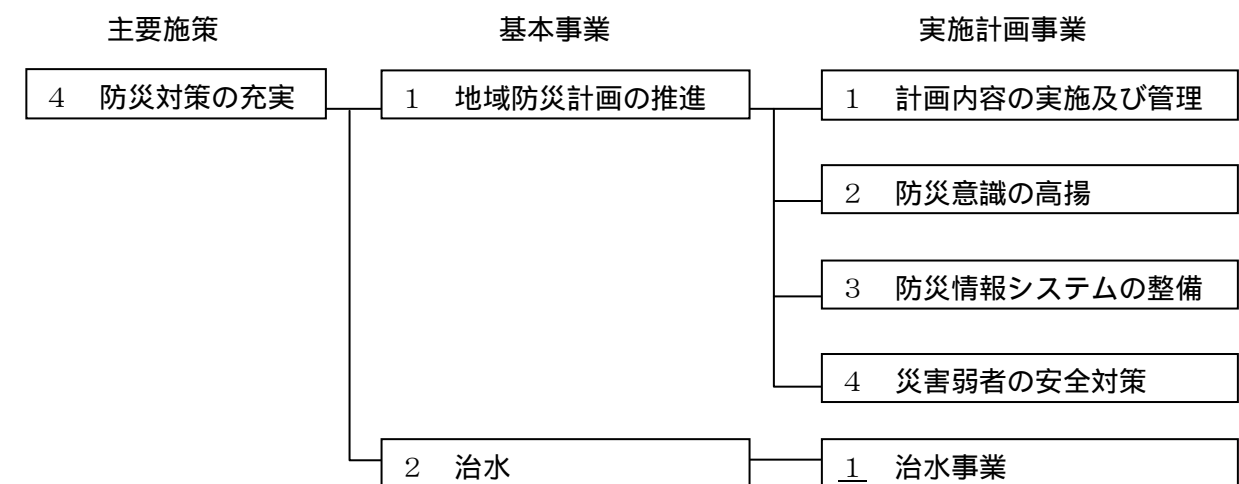
〔現状と課題〕

- ◆本市では近年、大規模な洪水は発生していませんが、短時間集中豪雨型の局所的な大雨被害（平成22年7月では避難勧告を発令した。）や台風や低気圧による強風被害が増える傾向にあります。
- ◆市内での地震の発生は極めて少なく、地震による被害はこれまで皆無と言えますが、全国的には大規模地震（東日本大震災他）が多発する傾向にあり、災害への備えと市民の防災意識の高揚が求められます。
- ◆災害から地域を守り、安全で安心なまちづくりに向けて、気象情報など必要な防災情報を迅速に入手して市民に知らせる情報伝達システムの整備や防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策など、きめ細かな防災対策を講じていかなければなりません。
- ◆治水事業は、洪水防止のために護岸工事や樋門へのポンプ場設置などの河川整備が行われてきましたが、ダムや護岸、築堤等の整備、河道の掘削など、さらなる整備が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆防災対策の充実に向けた具体的な取り組みは、名寄市地域防災計画に盛り込まれた内容を着実に実施していくことが基本になることから、計画内容の進行管理を適切に行う中で効果的・計画的な防災対策を実施していきます。
- ◆治水事業は、河川整備を継続的に実施し、洪水による被害を未然に防ぎます。

〔施策の体系〕



【 前 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 地域防災計画の推進

◎名寄市地域防災計画に基づき、市民の防災意識の高揚、防災情報システムの整備、防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策などの取り組みを推進し、全市的な防災態勢の充実を図ります。

2 治山・治水

◎造林の推進により荒廃状態にある山地の保水力を高めるとともに、砂防事業による治山を推進します。
また、河川における危険箇所の掌握と定期的な観測・点検を行うとともに、国・道とも連携し護岸、築堤などの整備やサンルダムの建設を推進します。

◎また、市民の理解と協力を得ながら河川愛護事業の取り組みを推進し、河川の環境保全に努めます。

〔主な計画事業〕

<前期>

豊栄川改修事業

<前期・後期>

普通河川維持事業（立木伐採、堆積土砂除去）

<後期>

同報系防災無線整備事業

防災行政無線のデジタル化事業

【 後 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 地域防災計画の推進

◎名寄市地域防災計画に基づき、市民の防災意識の高揚、防災情報システムの整備、防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策などの取り組みを推進し、全市的な防災態勢の充実を図ります。

2 治水

◎河川における危険箇所は、定期的な観測・点検を行うとともに、国・道とも連携し護岸、築堤などの整備やサンルダムの建設を推進します。

◎普通河川にあつては、市民の理解と協力を得ながら河川愛護事業の取り組みを推進し、河川の環境保全に努めます。

〔主な計画事業〕

【 前 期 計 画 】

〔現状と課題〕

人口減少、少子高齢化、世帯規模の縮小化が進行しており、さらには風連地区と名寄地区の異なる産業構造や1次産業の衰退等、時代背景や市民ニーズに対応した住宅施策の整備が求められています。
 風連地区と名寄地区の住宅供給構造に差異があるため、公平な住宅サービスを提供しなくてはなりません。
 公営借家に居住する高齢者が増えており、自立した生活を支援するために地域コミュニティの形成が求められています。

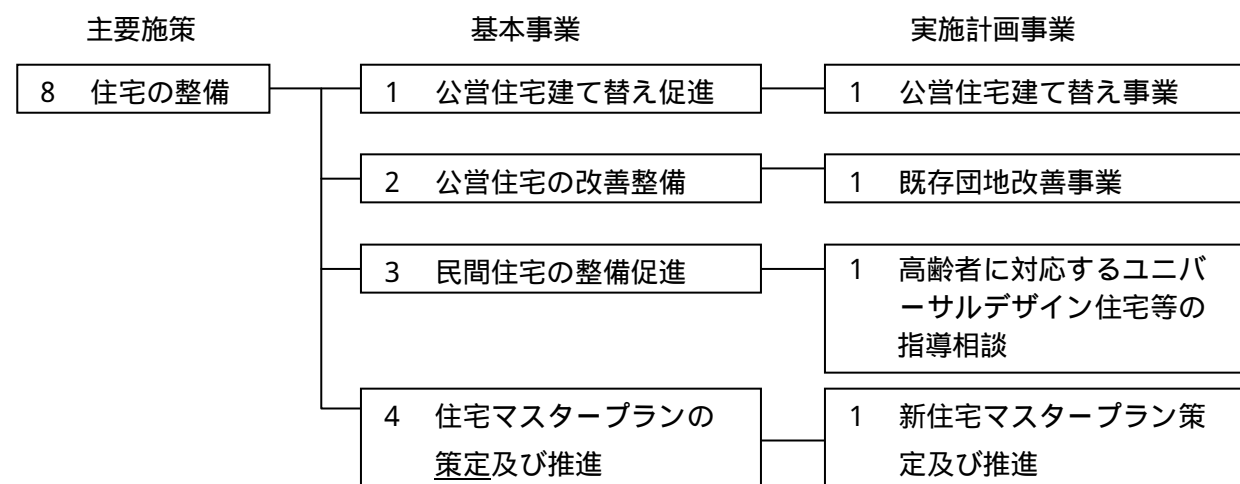
公営住宅の戸数 (戸)

区 分	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
市営住宅(名寄)	799	750	741	705	694
(風連)	373	373	363	357	351
道営住宅(名寄)	147	147	147	147	147
合 計	1,319	1,270	1,251	1,209	1,192
一 般	1,176	1,127	1,112	1,078	1,065
特定目的	143	143	139	131	127

〔施策の基本的な考え方〕

少子高齢化に対応した居住環境の整備を推進します。
 既存住宅ストックの活用を図るとともに、借家の安定確保対策等に取り組みます。
 風連地区と名寄地区のまちのあり方と役割を検討し、各種住宅施策に活かします。
 農村人口が減少していることから、豊かな自然を活かした農村居住の推進による定住を促進し、並びに市民農園等による交流施策に取り組みます。
 都市のコンパクト化並びにまちなか居住を推進します。
 時代の背景に対応した新たな住宅計画を策定し、住宅環境の整備を促進します。

〔施策の体系〕



【 後 期 計 画 】

〔現状と課題〕

公営住宅は市全体が人口減少や少子高齢化のため世帯規模が縮小しており、時代背景や市民ニーズに対応した整備が求められています。
 公営住宅を維持管理していく上では、団地ごとに必要とされる整備方法が違うことからバランスとれた住宅サービスの提供が求められています。
 公営住宅に居住する高齢者の割合が増えており、自立した生活を支援するために地域コミュニティの形成が求められています。

公営住宅の戸数 (戸)

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市営住宅	1,001	991	995	989	981

各年度の4月1日現在の管理戸数を示す

〔施策の基本的な考え方〕

少子高齢化に対応した居住環境の整備を推進します。
 公営住宅等長寿命化計画に基づき既存住宅ストックの有効活用を図り安定供給に努めます。
 時代背景に対応した住宅マスタープランの見直しを行い適正な公営住宅の供給に努めます。
 官民共同によるまちなか居住(借上・買取公営住宅)の推進及び住宅セーフティネットの構築に努めます。
 注)住宅セーフティネットとは
 官民間問わず所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような仕組みのこと。

公営住宅整備予定戸数 (戸)

団 地 名	整備内容	平成24～28年
北 斗 団 地	建設事業	5棟56戸
新 北 斗 団 地	全面的改善事業	9棟36戸
ノースタウンなよろ	長寿命化型改善事業	4棟90戸
風 舞 団 地	長寿命化型改善事業	6棟48戸

【 前 期 計 画 】

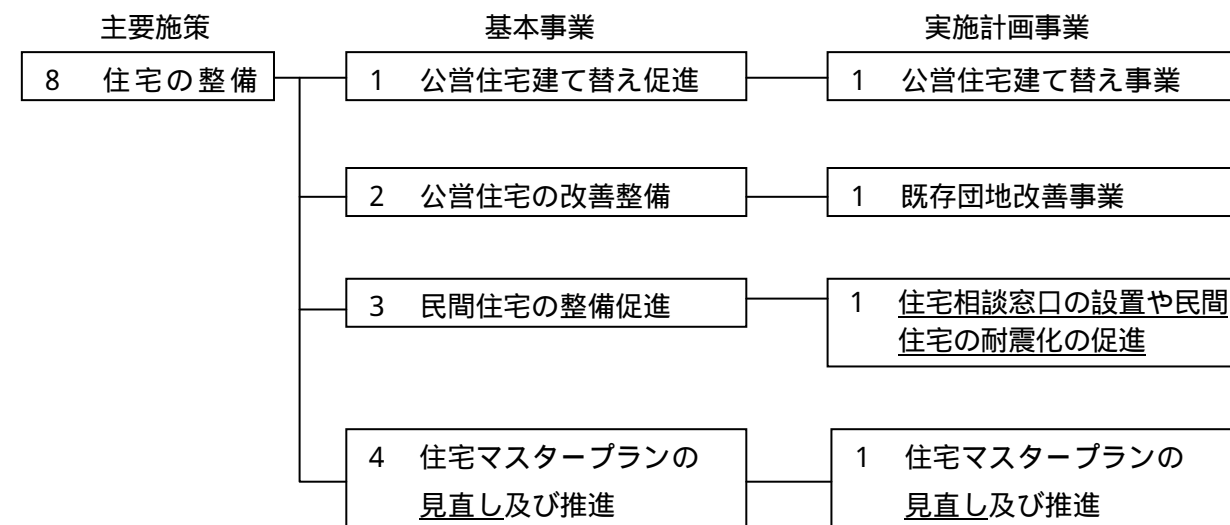
- 1 公営住宅建て替え促進
老朽化した公営住宅を建て替えることにより居住水準の向上を図ります。
- 2 公営住宅の改善整備
既存公営住宅の適正な維持保全のため、計画的に修繕を実施します。
- 3 民間住宅の整備促進
高齢化社会に対応した住まいづくりを推進するため、ユニバーサルデザイン住宅の普及に努めます。
- 4 住宅マスタープランの策定及び推進
新名寄市に対応した新たな住宅マスタープランを策定し、住宅政策を推進します。

〔主な計画事業〕

- <前期>
西町団地建替事業
- <前期・後期>
北斗団地建替事業
南団地（仮称）建設事業
新北斗団地ストック改善事業
瑞生団地建替関連事業
既存公営住宅改善事業
高齢者等に対応するユニバーサルデザイン住宅等の指導相談業務の充実
新住宅マスタープランの策定

【 後 期 計 画 】

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 公営住宅建て替え促進
老朽化した公営住宅を建替えることにより居住水準の向上を図ります。
- 2 公営住宅の改善整備
公営住宅等長寿命化計画に基づき既存公営住宅の適正な維持保全のため、計画的な修繕や改善を実施します。
- 3 民間住宅の整備促進
住宅相談窓口の設置や民間住宅の耐震化を促進します。
- 4 住宅マスタープランの見直し及び推進
住宅マスタープランの見直し作業を行い、今後の住宅政策に反映させます。

〔主な計画事業〕

【 前 期 計 画 】

〔現状と課題〕

風連地区と名寄地区は、双方で都市計画を策定してまちづくりに取り組んできました。市街地区は産業構造の違いから、それぞれにおいて独自の市街地形成となっています。

市街地中心部への公共施設及び都市施設の再配置、さらには高齢者、消費者、生活者にやさしくうまいのある市街地形成が求められています。さらに、将来人口・社会環境を考慮し、市街地中心部における土地の高度利用や都市生活環境の質的な向上などを考慮した都市計画の策定が急務となっています。

市街地の緑化については、公園・広場が少なく緑が少ない状況にあります。道路においては落ち葉処理などの問題もあり植栽の可否や樹種の選定など賛否が分かれています。

良好な景観づくりに欠かせない街並み整備については、駅前通など4路線でセミモール化が実施となりましたが、街並みデザインでは歴史的な環境が少なく、地域的な整備対象となりづらいものがあります。

国道・道道には公共施設の案内標識が設置されていますが、市道の案内標識は少ない状況にあります。

住宅地が拡大していることから、交通安全上及び防犯上、必要な箇所に街灯を設置する必要があります。

人口の減少、少子高齢化、モータリゼーションの進展により、大型店への購買力の流失や集客力の低下から中心市街地の空洞化が進み、中心市街地が衰退している状況にあります。このような状況により、商店街自らが地区内に居住したり、新たに住む人々を増加させるなど、地域住民が定住できる快適な住環境整備が大きな課題となっています。

本市の都市公園等面積は、概ね全道水準を確保していますが、経年劣化による老朽化が見受けられます。

また、公園の維持管理は、指定管理者制度や委託契約にて実施しており、街区公園の維持においては町内会等の協力が不可欠な状況となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

少子高齢化・中心市街地地区の空洞化のほか、住宅・商業地区・工業地区・公共施設などの配置など総合的に検討するとともに、生活者を中心とした快適な都市計画を樹立します。

高齢化社会に対応した、やすらぎとうまいのある魅力的な景観づくりを推進し、市民との協働によるまち並みづくりを進めます。

商業拠点地区の形成を基本として、複合交流街区の誘導を図るとともに、中心市街地にふさわしいまち並み形成と、周辺の景観・環境にあった施設計画を実施します。また、商業、健康の管理と増進、文化、交流、居住などの多様な機能を集積し、中心性や求心性の高い施設計画を行います。

既設公園施設の計画的な再整備を行います。維持管理については、民間企業や社会福祉事業団体への委託を促進するとともに、町内会等との協働を推進します。

【 後 期 計 画 】

〔現状と課題〕

風連・名寄地区の都市計画は、合併前からの産業構造の違いにより、それぞれの都市計画を基本とした独自の市街地形成を歩んできたところですが、合併を機として地域の現状や課題と人口推計や各産業間の生産活動を基に、新たなまち並みの形成や景観を創出し新名寄市を創造するために、市民意見を聞き取りながら都市計画マスタープランを策定し、新市の将来像を明示した新たな方針を示しました。

都市計画区域における現在の市街地区は、高度経済成長期において外延的に発展し形成されたもので、都市全体としては活力を維持していますが、建築物の老朽化や人口の減少による空地化などによって、ほとんどの地域は停滞又は衰退している状況にあります。とくに、モータリゼーションの進展、大型店への購買力の流失や集客力の低下から中心市街地の空洞化が進み衰退している状況にあります。このため、公共施設及び都市施設の再配置、さらには高齢者、消費者、生活者にやさしくうまいのある市街地形成が求められています。さらに、将来人口や社会環境を考慮し、中心市街地における土地の高度利用や生活環境の質的な向上を考慮した都市基盤づくりが急務となっています。

まち並みの形成には、市街地の限られた土地資源を有効に配分し、都市施設や緑地などを適正に配置した整備が必要になります。しかし、まち並みデザインは歴史的な環境や建築物が少なく、整備対象となる地域がない状況にあります。

都市の環境整備には、農林業や商工業が市街地の環境と調和を図り、農業地域は豊かな景観を保持し、商工業地域や住宅地にはやすらぎをもたらす緑化の推進や街路照明灯の設置など、適正な維持管理をしていく必要があります。しかし、植樹には落ち葉処理や除雪障害の問題もあり植栽の可否や樹種の選定など賛否が分かれています。

現在の都市基盤は、近年の異常気候などによって発生している豪雨豪雪や天災被害により都市機能が寸断される可能性があります。とくに直下型の地震は全国どこにでも起こりうるとされ、地震が発生した場合の火災は同時多発的に起こる可能性が高く、倒壊する建物等による道路閉塞ともあいまって消防活動を十分に行えない場合も想定され、快適性と共に安全性を強化していくことも課題となっています。

都市公園や街区公園は、経年劣化による老朽化が見受けられます。また、公園は指定管理者制度や委託契約にて維持管理しており、街区公園の維持管理については町内会等の協力が不可欠な状況となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

都市としての持続的な発展や成長を形成するため、少子高齢化・中心市街地地区の空洞化のほか、住宅・商業地区・工業地区・公共施設などの配置などを引き続き検討します。また、既存の道路・公園・施設なども自然環境や生活実態の転換によって必要となる機能の維持・変更・廃止など都市施設整備のあり方について、住む人にも訪れる人にも快適で魅力のある都市計画の創出を進めます。

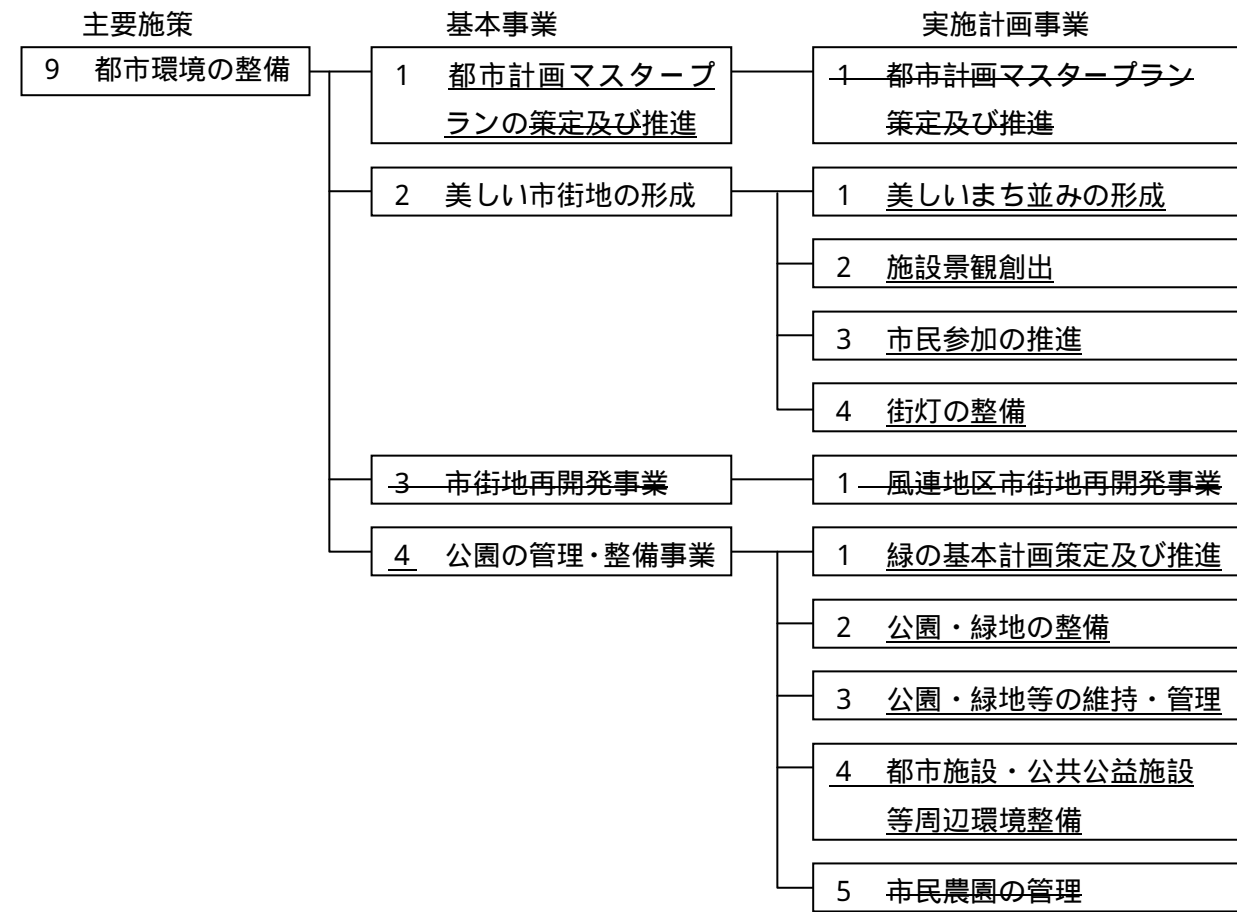
日常生活に癒しと潤いが感じられるような環境をつくるため、まち並み景観の誘導や自然景観、文化的な景観の保全を推進し、個性的で美しい市街地の形成を進めます。

安全かつ良好で住みやすい都市を築くため、既成市街地における防災対策や耐震化の向上による災害に強いまちづくりを進めます。

人々が集い楽しめる中心市街地を形成するため、複合交流街区の誘導を図り、賑わい拠点にふさわしいまち並み形成と、商業、健康の管理と増進、文化、交流、居住などの多様な機能を集積した中心性や求心性の高

【 前 期 計 画 】

〔 施策の体系 〕



〔 基本事業 〕

1 都市計画マスタープランの策定及び推進

風連地区は1次産業、名寄地区は2次・3次産業を中心に都市を形成していることから、それぞれの地区の成り立ちを考慮するとともに、人口推計・農林業の長期計画など多方面から検討を行い、未来に続く都市計画を策定します。

2 美しい市街地の形成

美しい都市景観をつくり、うるおいのあるまちづくりのために、まち並み整備や地域ごとのデザイン、色調などを地域の総意と協力で進めます。さらに、緑を育てる意識づくりのもと、公共用地や民有地、企業敷地など市民との協働で景観づくりを進めます。また、公共用地のあり方について市民とともに検討し、有効な利活用を図ります。

違法な広告や看板は規制し、道路標識など適正な設置を行い、わかりやすい施設表示と景観創出を図ります。

住宅地の形成による、必要な箇所への街灯整備を行います。

3 市街地再開発事業

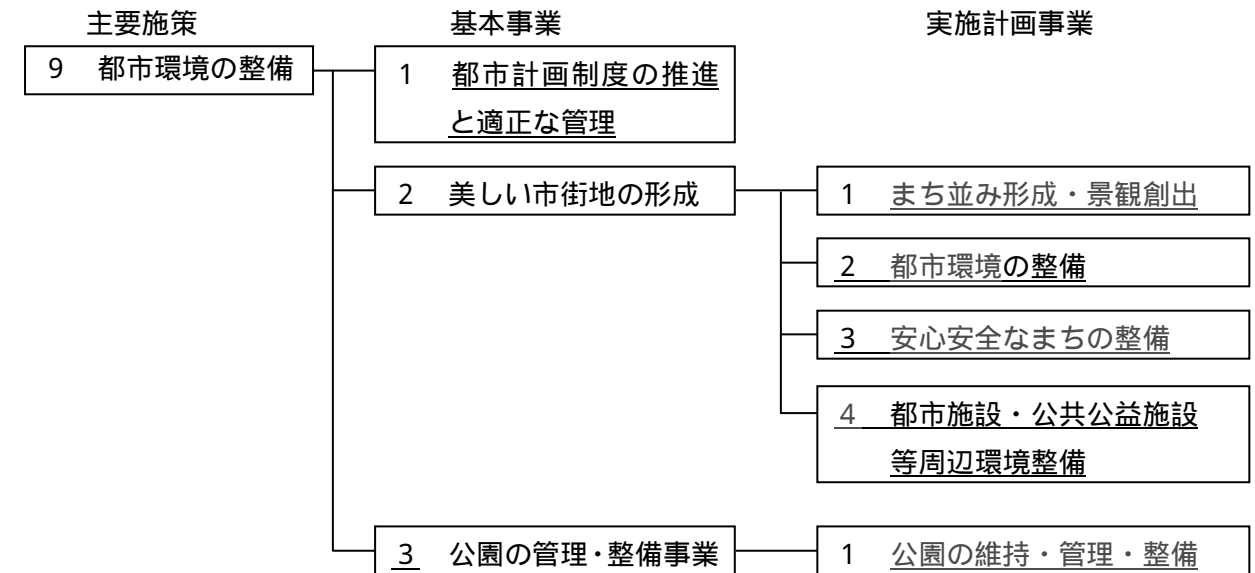
市街地再開発事業により、中心市街地の衰退を抑止し、活気と賑わいのあるコンパクトな市街地を形成し、活性化を図ります。

【 後 期 計 画 】

い施設計画を進めます。

人々が賑わい、交流の場となるような公園にするため、公園長寿命化計画に基づき計画的な再整備を行います。維持管理については、民間企業や社会福祉事業団体への委託を促進するとともに、町内会等との協働を推進します。

〔 施策の体系 〕



〔 基本事業 〕

1 都市計画制度の推進と適正な管理

未来に続くまちづくりを進めるために、都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設、緑の保存や都市交通などについて都市計画マスタープランとの整合を図り、市民との協働により整備方針を推進していきます。

2 美しい市街地の形成

美しい都市景観をつくり、うるおいのあるまちづくりのために、まち並み整備や地域ごとのデザイン、色調などを地域の総意と協力で進めます。さらに、緑を育てる意識づくりのもと、公共用地や民有地、企業敷地など市民との協働で景観づくりを進めます。

望ましい都市環境像を明らかにするために、緑の保全や環境負荷の軽減による自然的環境との共生や、心地よさ・快適性といった住みやすさを作り上げる創出的環境を形成するため、都市環境の基本となる理念を整理していきます。

良好な生活空間を確保するために、恵まれた自然環境を活かし、より身近に親しめるような都市施設の維持や整備を進めます。同時に個人の住宅や公的施設の耐震化や避難施設となる公園等の整備を支援し、災害に強い市街地を形成します。また、違法な広告や看板は規制し、道路標識など適正な設置を行うとともに街路への街灯整備を引き続き実施します。

賑わいや活気のあるコンパクトな市街地を形成するために、都市機能の強化となる公共公益施設などの整備や中心部の魅力ある空間形成により活性化を図ります。

【 前 期 計 画 】

4 公園の管理・整備事業

——~~うるおいのある社会づくりに向けた、緑の基本計画を策定します。~~——

既設公園の再整備を計画的に推進し、質の向上を目指します。街区公園の維持においては、町内会等との協働による「里親制度」などの管理体制の導入を検討し、より一層地域への定着感を醸成します。

〔主な計画事業〕

<前期>

都市計画マスタープランの策定

風連地区第1種市街地再開発事業（国土交通省所管）

——~~名寄公園整備事業（園路改修・観賞池の水質浄化）~~——

——~~浅汪島公園整備事業（トイレ新設）~~——

<前期・後期>

緑化木維持管理事業（名寄）

国道40号ボランティアサポートプログラム（風連）

街路灯の新設・管理

——街区公園リニューアル（まちづくり交付金）——

公園・広場・緑地・市民農園の維持管理

<後期>

——~~緑の基本計画策定~~——

【 後 期 計 画 】

4 公園の管理・整備事業

地域の賑わい環境を保全するために、公園長寿命化計画に基づき既設公園の再整備を計画的に推進し、遊具更新・撤去等、地域の実情に合った公園整備を行い質の向上を目指します。街区公園の維持においては、町内会等との協働による管理体制をより一層充実させていきます。

〔主な計画事業〕

【 前 期 計 画 】

〔現状と課題〕

合併に伴い、平成 35 年目標で計画 1 日最大給水量を 11,740 m³（既存 10,200 m³）となる、上水道区域の統合と給水区域を拡張する変更認可を取得し、第 2 期拡張事業を継続しています。

給水区域の拡張に伴う給水量の増加をサンルダムの開発水量に依存して、水源水量が 12,730 m³/日（既設 11,220 m³）となる上水道と、智恵文八幡、智恵文中央、風連日進地区の 3 カ所の簡易水道があります。

将来的に安全でおいしい水道水を安定して供給するために、浄水施設の適正な管理と配水管網の拡張整備、老朽管の更新を行い、さらに水道水源の水質保全維持のために、河川の上流区域の水質汚染源（クリプトスポリジウム原虫等）の調査、監視の強化と浄水場の高度化に努めなければなりません。また、既存井戸を改修するなど、新たな水源対策を進めなければなりません。

上水道・簡易水道給水区域外の水道未普及地域のご生活用水は、地下水や沢水で賄われており、近年は水質悪化、水量不足、エキノコックス症などが危惧されているため、普及対策が課題となっています。

上水道・簡易水道の整備状況 平成 18 年 3 月 31 日現在

	行政区域内 人口 (A) 人	上水道給水 人口 (B) 人	簡易水道給水 人口 (C) 人	合 計 (D=B+C) 人	年間総配水量 (E=B+C) m ³	普 及 率 (D/A × 100) %
名寄地区	26,049 (25,726)	23,684 2,555,474 m ³	287 29,458 m ³	23,968	2,584,932	92.04 (93.17)
風連地区	5,163 (4,626)	4,125 412,843 m ³	159 15,766 m ³	4,284	428,609	82.98 (92.61)
合 計	31,212 (30,352)	27,806 2,968,317 m ³	446 45,224 m ³	28,252	3,013,544	90.62 (93.08)

() は給水地区内人口

() は給水地区普及率

〔施策の基本的な考え方〕

水道未普及地域の解消を目指すとともに、安定した水道水の供給を行います。

今後も、安全でおいしい飲料水を提供するとともに、健全経営を維持するために、有収率の向上に努めます。

震災等の災害時に迅速に対応できるよう、耐震性に優れた水道施設整備と配水管台帳を整備し、防災体制の確立を図ると共に、公共福祉の増進に寄与します。

【 後 期 計 画 】

〔現状と課題〕

上水道事業は、合併に伴い平成 35 年目標で計画 1 日最大給水量を 11,740 m³（既存 10,200 m³）となる、上水道区域の統合と給水区域を拡張する変更認可を取得し、第 2 期拡張事業を継続しています。

給水区域の拡張に伴う給水量の増加をサンルダムの開発水量に依存して、水源水量が 12,730 m³/日（既設 11,220 m³）となる上水道と、智恵文八幡、智恵文中央、風連日進地区の 3 カ所の簡易水道を保有して

いますが、将来的に安全でおいしい水道水を安定して供給するために、浄水施設の適正な管理と配水管網の拡張整備、老朽管の更新を行い、さらに水道水源の水質保全維持のために、河川の上流区域の水質汚染源（クリプトスポリジウム原虫等）の調査、監視の強化と浄水場の高度化に努めなければなりません。また、既存井戸を改修するなど、新たな水源対策を進めなければなりません。

上水道・簡易水道給水区域外の水道未普及地域のご生活用水は、地下水や沢水で賄われており、近年は水質悪化、水量不足、エキノコックス症などが危惧されているため、普及対策が課題となっています。

上水道・簡易水道の整備状況 平成 23 年 3 月 31 日現在

	行政区域内 人口 (A) 人	上水道給水 人口 (B) 人	簡易水道給水 人口 (C) 人	合 計 (D)=(B+C) 人	年間総配水量 (E)=(B+C) m ³	普 及 率 (D/A × 100) %
名寄地区	25,537 (24,889)	23,184 2,373,908 m ³	262 31,548 m ³	23,446	2,405,456	91.81 (94.20)
風連地区	4,634 (4,031)	3,782 368,991 m ³	125 15,315 m ³	3,907	384,306	84.31 (96.92)
合 計	30,171 (28,920)	26,966 2,750,335 m ³	387 46,863 m ³	27,353	2,789,762	90.66 (94.58)

() は給水地区内人口

下段は配水量

() は給水地区普及率

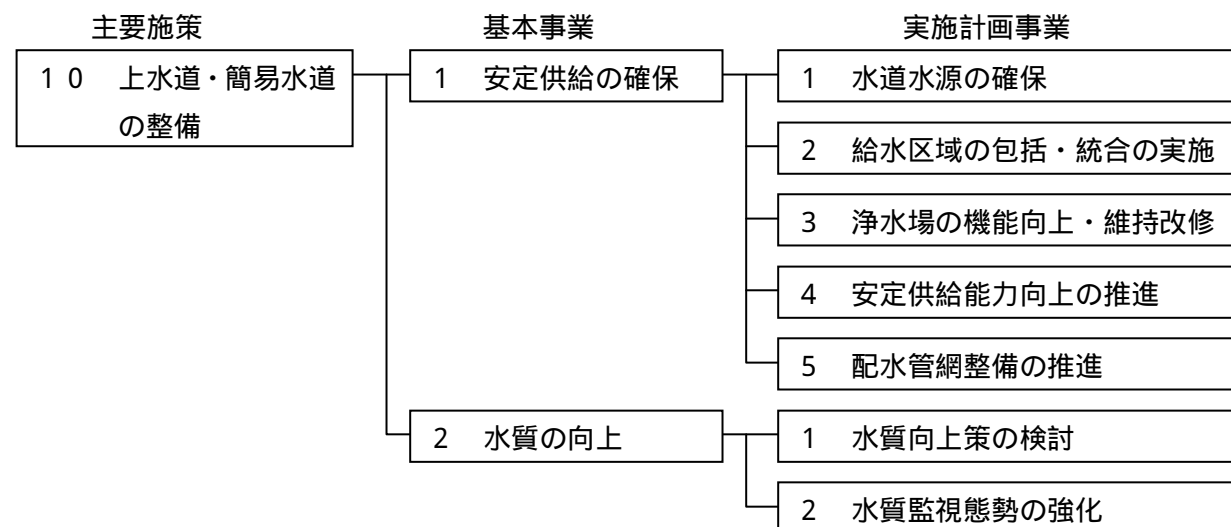
〔施策の基本的な考え方〕

水道未普及地域の解消を目指すとともに、安定した水道水の供給を行い安全でおいしい水道水を提供するとともに、健全経営を維持するために、有収率の向上に努めます。

震災等の災害時にも対応できるよう、耐震性に優れた水道施設を整備し、防災体制の確立を図ると共に、ライフラインとしての機能の向上に努めます。

【 前 期 計 画 】

〔 施策の体系 〕



〔 基本事業 〕

1 安定供給の確保

給水区域の包括・統合による拡張及び水利用形態の多様化による水量の増加に伴い、長期安定供給できる水源の確保と包括統合による送水管の新設に取り組むとともに、引き続き上水道給水区域内の老朽管の更新と配水管網の拡張を図ります。

2 水質の向上

安全でおいしい水道水を供給するためには、水質の保全維持が重要であり、新市の上水道は、一部の地下水と河川の表流水を水源にしていることから、取水施設改修整備と水質汚染源の調査・監視の強化に努めます。

〔 主な計画事業 〕

< 前期 >

— 飲料水供給施設改良事業

< 前期・後期 >

水源開発事業（サンルダム負担金）

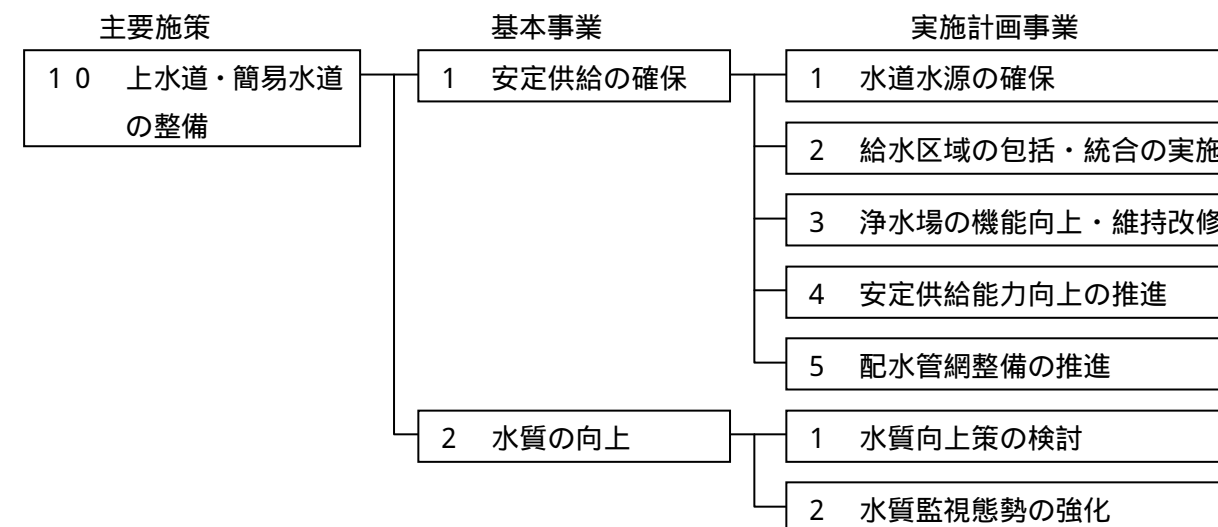
上水道第2期拡張事業（給水区域の包括・統合地域の送水管新設整備）

配水管網整備事業（給水区域内の配水管新設整備）

配水管更新事業（老朽管更新）

【 後 期 計 画 】

〔 施策の体系 〕



〔 基本事業 〕

1 安定供給の確保

給水区域の包括・統合による拡張及び水利用形態の多様化による水量の増加に伴い、長期安定供給できる水源の確保と、包括統合による送水管の新設に取り組むとともに、引き続き上水道給水区域内の老朽管の更新と配水管網の整備を図ります。

2 水質の向上

安全でおいしい水道水を供給するためには、水質の保全維持が重要であり、市の上水道は一部の地下水と河川の表流水を水源にしていることから、取水施設改修整備と水質汚染源の調査・監視の強化に努めます。

〔 主な計画事業 〕

【 前 期 計 画 】

〔現状と課題〕

- ◆公共下水道の処理人口普及率は、現在約 85%の進捗率で推移して、~~10 人の内 8.5 人の方が下水道を利用して~~おり、面積の整備率は 88%で 980ha の整備が済んでいます。
また、昭和 55 年の供用開始以来稼動している名寄下水処理場の機器については、~~長い年月が経過しているため老朽化がかなり進んでいる状態です。~~なお、風連浄水管理センターは平成 9 年供用開始であり現在順調に稼動しています。
- ◆個別排水処理施設整備事業(合併浄化槽)については、~~郊外、農村地区の 353 戸で合併浄化槽の供用を開始~~しています。
- ◆~~現在の処理場の施設では、機器更新事業の適切な年次計画と効率的な維持管理が課題です。~~
- ◆~~今後の個別排水事業については、農業事情等により農業者が年々減少している状況で、事業の継続が課題で~~す。

下水道・個別排水の整備状況 平成 18 年 3 月 31 日現在

区分	行政区域内人口 (A) 人	公共下水道 人	合併浄化槽 人	合 計 (B) 人	普及率 B/A×100%
名寄地区	26,049	23,641 90.8%	1,457 198 基	25,098	96.35
風連地区	5,163	2,767 53.6%	653 155 基	3,420	66.24
合 計	31,212	26,408 84.6%	2,110 353 基	28,518	91.37

※合併浄化槽 1,457 人の中には自衛隊駐屯地 671 人を含んでいる。

〔施策の基本的な考え方〕

公共下水道・個別排水処理施設整備事業などの継続事業の積極的な推進に努め、生活排水施設の総合的な整備と清潔で快適な生活環境の保全対策を進めます。

【 後 期 計 画 】

〔現状と課題〕

- ◆公共下水道の処理人口普及率は、現在約 85%の進捗率で推移しており、面積の整備率は 89%で 990ha の整備が済んでいます。
また、昭和 55 年の供用開始以来稼動している名寄下水処理場の機器については、老朽化が進んでいる状況にあるため、持続可能な下水道として機器更新事業の適切な年次計画と効率的な維持管理が課題です。
なお、風連浄水管理センターは平成 9 年の供用開始であり、現在順調に稼動しています。
- ◆個別排水処理施設整備事業(合併浄化槽)については、郊外、農村地区の 424 戸で合併浄化槽の供用を開始していますが、今後農業従事者が年々減少している状況であることから、事業の継続が課題です。

下水道・個別排水の整備状況 平成 23 年 3 月 31 日現在

区分	行政区域内人口 (A) 人	公共下水道 人	合併浄化槽 人	合 計 (B) 人	普及率 B/A×100%
名寄地区	25,537	23,379 91.5%	1,447 233 基	24,826	97.21
風連地区	4,634	2,550 55.0%	680 191 基	3,230	69.70
合 計	30,171	25,929 85.8%	2,127 424 基	28,056	92.99

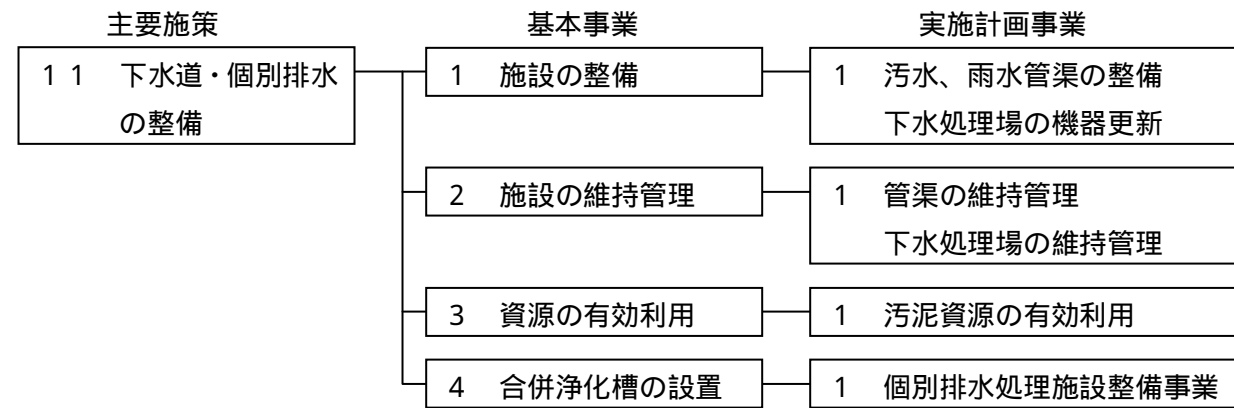
※合併浄化槽 1,447 人の中には自衛隊駐屯地 572 人を含んでいる。

〔施策の基本的な考え方〕

公共下水道・個別排水処理施設整備事業などの継続事業を積極的に推進することに努め、生活排水施設の総合的な整備を行うことで、清潔で快適な生活環境の保全対策を進めます。

【 前 期 計 画 】

〔 施策の体系 〕



〔 基本事業 〕

1 施設の整備

◎生活環境の改善を目標として、恒久的な公共下水道事業の推進と、統合による下水道区域の見直しを検討し、整備を図ります。また、浸水対策や水環境の保全のために合流改善事業を推進するとともに、処理場施設の機器更新を計画的に実施します。

2 施設の維持管理

◎計画を策定し、効率的な維持管理を行うとともに、健全経営を目指します。

3 資源の有効利用

◎汚泥資源の利活用の検討を図ります。

4 合併浄化槽の設置

◎個別排水処理施設整備については、継続事業の積極的な推進と快適な生活環境の保持に努めます。

〔 主な計画事業 〕

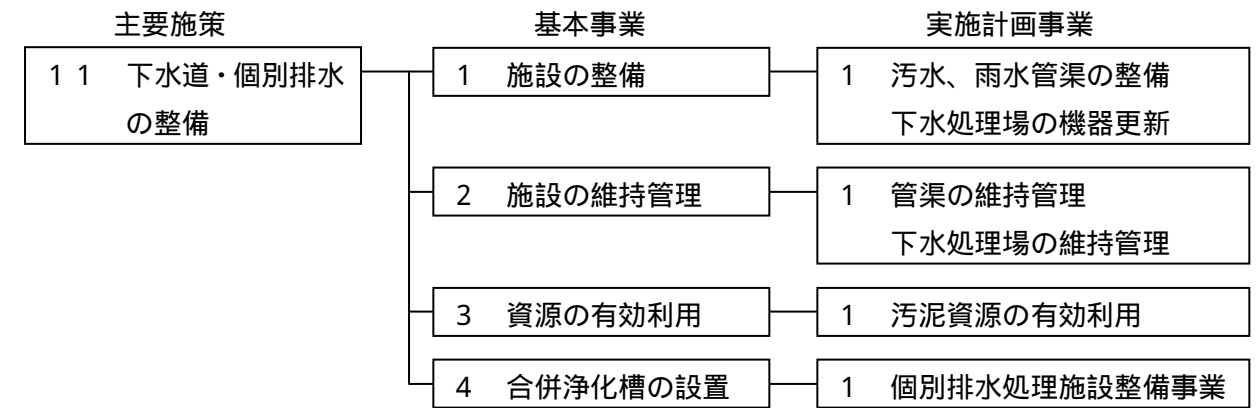
< 前期・後期 >

公共下水道事業（公共下水道・水質改善下水道・機能高度化下水道・浸水対策下水道）

個別排水処理施設整備事業（合併浄化槽の整備）

【 後 期 計 画 】

〔 施策の体系 〕



〔 基本事業 〕

1 施設の整備

◎生活環境の改善を目標として、恒久的な公共下水道事業の推進と、統合による下水道区域の見直しを検討し、整備を図ります。また、浸水対策や水環境の保全のために合流改善事業を推進するとともに、持続可能な下水道を目指し、処理施設の機器更新を計画的に実施します。

2 施設の維持管理

◎計画を策定し、効率的な維持管理を行うとともに、健全経営を目指します。

3 資源の有効利用

◎汚泥資源の利活用の検討を図ります。

4 合併浄化槽の設置

◎個別排水処理施設整備については、継続事業の積極的な推進と快適な生活環境の保持に努めます。

〔 主な計画事業 〕

【 前 期 計 画 】

〔現状と課題〕

- ◆市内にある国道40号・239号は、歩道の一部再整備が必要な箇所を除いてほぼ整備済となっています。
- ◆道道にあっては、美深名寄線に歩道未整備区間はありますが、ほぼ整備されています。しかし、朱鞠内風連線の歩道改修が必要となっており、さらにパンケ風連線では歩道が未整備となっていることから、必要な整備について引続き要請を行います。
- ◆道路整備改良率は、平均して66%の水準にありますが、整備率では名寄地区約63%、風連地区約83%となっており、平均した整備水準を確保するため各種補助制度を活用し、計画的に整備を進める必要があります。
- ◆砂利道・防塵処理道路を道路改良整備と連携を持ち補修を進めるとともに、年次計画により維持管理車両の更新を行うほか、道路の適切な維持管理と道路利用者の交通安全と道路環境の保全に努めます。
- ◆道路の維持管理と併せて、橋梁の適切な維持管理に努めます。

市街地内道路整備状況 (上段：延長、下段：構成率)

区 分	舗 装 済 延 長		未改良延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
	本舗装	簡易舗装		
名寄地区	81.7km	23.5km	47.3km	129.0km
	63.33%	18.22%	36.67%	100.0%
風連地区	18.4km	2.2km	3.9km	22.3km
	82.51%	9.86%	17.49%	100.0%
合 計	100.1km	60.4km	51.2km	151.3km
	66.16%	39.92%	33.84%	100.0%

(平成17年度現在)

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆国道・道道の継続箇所の改良整備の促進や公共施設整備に併せて必要な要望・要請を継続します。
- ◆地域間ネットワーク道路整備と併行して、生活道路など市街地内道路舗装率の10%向上を目標に整備を進めます。

市街地内道路整備計画(平成19年度～平成28年度) (上段：延長、下段：構成率)

区 分	舗 装 済 延 長		未改良延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
	本舗装	簡易舗装		
名寄地区	95.7km	54.2km	33.3km	129.0km
	74.19%	42.00%	25.81%	100.0%
風連地区	19.4km	2.2km	2.9km	22.3km
	87.00%	9.78%	13.00%	100.0%
合 計	115.1km	56.4km	36.2km	151.3km
	76.07%	37.27%	23.93%	100.0%

【 後 期 計 画 】

〔現状と課題〕

- ◆市内にある国道40号・239号は、歩道の一部再整備が必要な箇所を除いてほぼ整備済となっています。
- ◆道道にあっては、美深名寄線、下川風連線、パンケ風連線に歩道未整備区間があり、旭名寄線の改修要望等の必要な整備について引続き要請を行います。
- ◆市道の道路整備舗装率は、平成23年度に於いて約68%の水準にありますが、整備率では名寄地区約65%、風連地区約86%となっており、平均した整備水準を確保するため各種補助制度を活用し、計画的に整備を進める必要があります。
- ◆道路維持は、砂利道・防塵処理道路を道路改良整備と連携を持ち補修を進めておりますが、道路利用者の安心と安全及び道路環境保全のために、老朽化した建設維持管理用車両の更新を行う必要があります。

市街地内道路整備状況 (上段：延長、下段：構成率)

区 分	舗 装 済 延 長		未改良延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
	本舗装	簡易舗装		
名寄地区	81.7km	23.5km	47.3km	129.0km
	63.33%	18.22%	36.67%	100.0%
風連地区	18.4km	14.5km	3.9km	22.3km
	82.51%	65.0%	17.49%	100.0%
合 計	100.1km	72.7km	51.2km	151.3km
	66.16%	48.05%	33.84%	100.0%

(平成17年度現在)

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆国道・道道は、継続箇所の改良整備の促進や公共施設整備に併せて必要な要望・要請を継続します。
- ◆生活道路など市街地内道路舗装率について前期計画での進捗率が当初計画より遅れておりますが、市民からの道路整備に対する不満度が高いことから、今後10年も10%の舗装率向上を見据え、後期計画に於いて5%向上の整備を進めます。

市街地内道路整備状況(前期計画見込み) (上段：延長、下段：構成率)

区 分	舗 装 済 延 長		未改良延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計
	本舗装	簡易舗装		
名寄地区	85.1km	59.5km	45.2km	130.3km
	65.31%	45.66%	34.69%	100.0%
風連地区	19.3km	14.8km	3.1km	22.4km
	86.16%	66.07%	13.84%	100.0%
合 計	104.4km	74.3km	48.3km	152.7km
	68.37%	48.66%	31.63%	100.0%

(平成23年度)

【 前 期 計 画 】

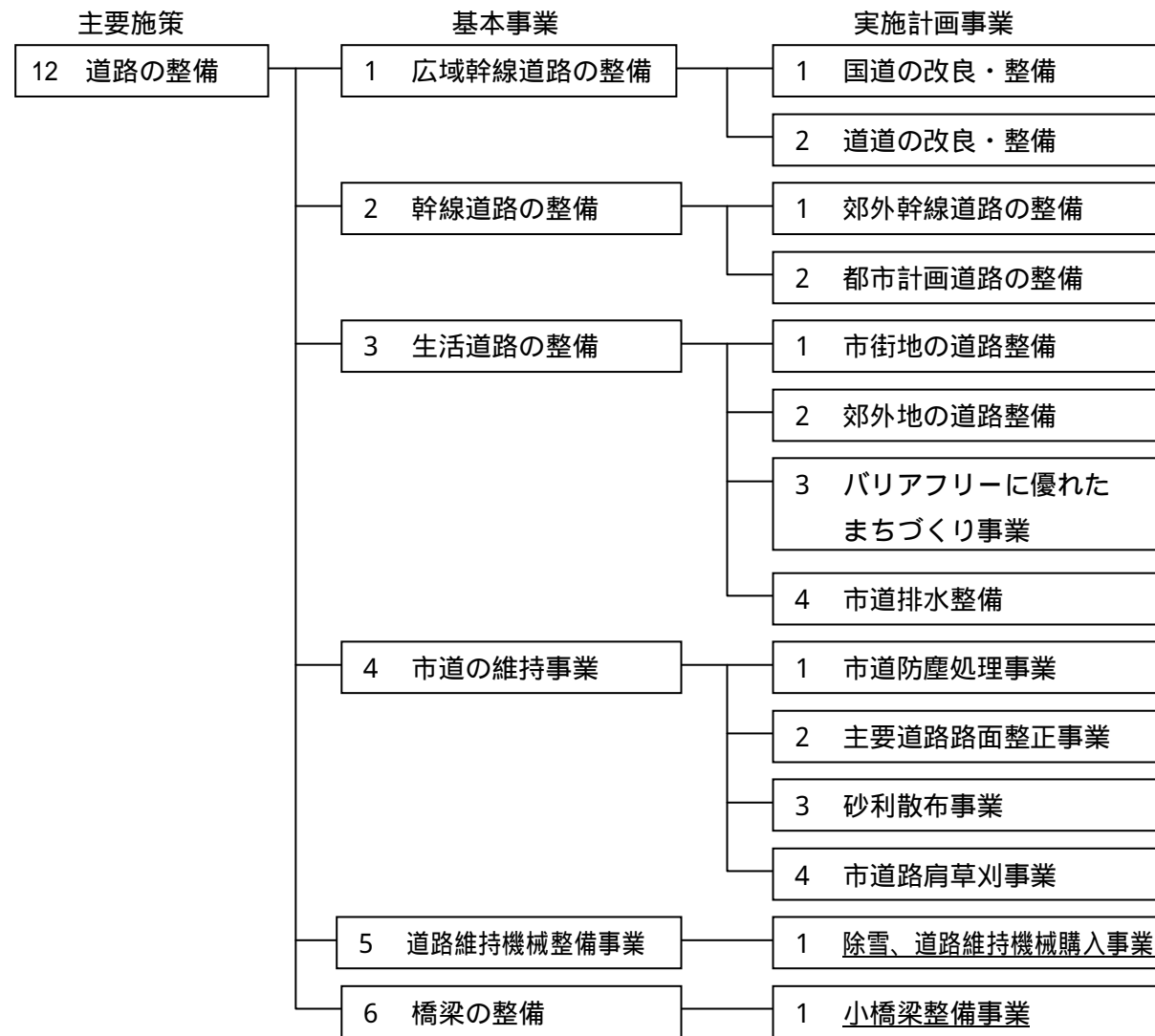
【 後 期 計 画 】

市街地内道路整備計画（平成 19 年度～平成 28 年度）（上段：延長、下段：構成率）

区 分	舗 装 済 延 長		未改良延長 (砂利・防塵処理)	市街地内 道路延長合計	
	本舗装	簡易舗装			
名寄地区	92.6km	33.1km	59.5km	37.7km	130.3km
	71.07%	25.40%	45.66%	28.93%	100.0%
風連地区	19.3km	5.0km	14.3km	3.1km	22.4km
	86.16%	22.32%	63.84%	13.84%	100.0%
合 計	111.9km	38.1km	73.8km	40.8km	152.7km
	73.28%	24.95%	48.33%	26.72%	100.0%

【 前 期 計 画 】

〔 施策の体系 〕



〔 基本事業 〕

1 広域幹線道路の整備

◎広域幹線道路の整備は、「国道 239 号のバイパス整備」をはじめ、各国道の歩道整備などの維持事業を中心に整備促進を要望します。道道については、「瑞生橋歩道橋」、「天智橋の架換事業」や「旭名寄線跨線橋補修事業」など改良・歩道設置・維持事業を要望していきます。

2 幹線道路の整備

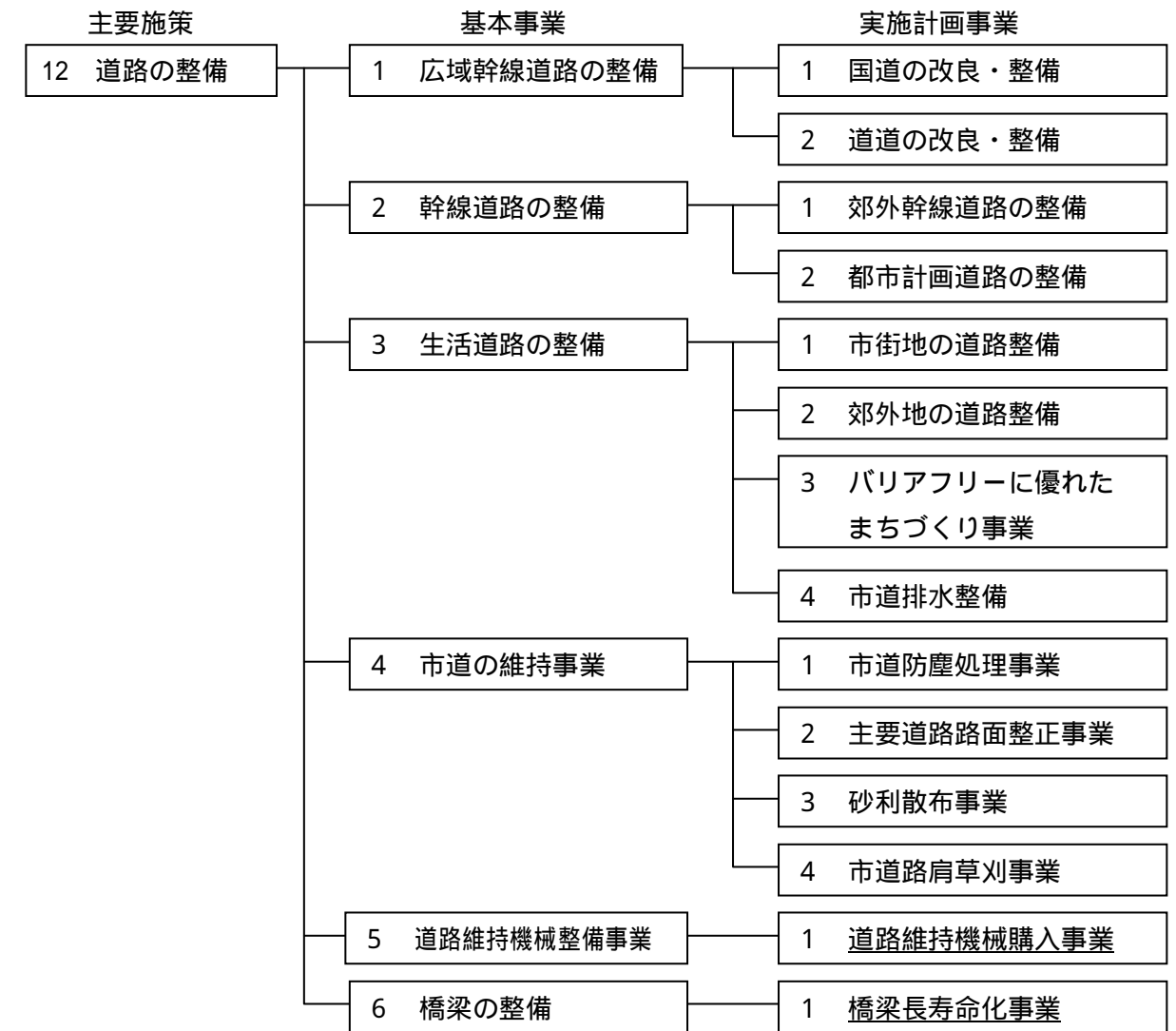
◎市民生活に密接に関わる幹線道路は、公共公益施設・市立病院・各種学校との連絡に重要な路線と位置づけ、安心して歩くことができる環境や各施設間の連絡時間の短縮効果などを考慮して計画的に整備します。

3 生活道路の整備

◎幹線道路に連絡する生活道路の整備についても、幹線道路と効果的に連絡することなどを考慮し、計画的に整備します。

【 後 期 計 画 】

〔 施策の体系 〕



〔 基本事業 〕

1 広域幹線道路の整備

◎「国道 239 号のバイパス整備」をはじめ、各国道の歩道整備などの維持事業を中心に整備促進を要望します。道道については、「美深名寄線（天智橋）」や「旭名寄線」などの改良・歩道設置・維持事業を要望していきます。

2 幹線道路の整備

◎公共公益施設・市立病院・各種学校との連絡に重要な路線と位置づけ、安心して歩くことができる環境や各施設間の連絡時間の短縮効果などを考慮して計画的に整備します。

3 生活道路の整備

◎道路網が幹線道路と効果的に連絡することを考慮し、計画的に整備を行います。また、道路排水未整備区間の排水整備についても計画的に整備を行います。

【 前 期 計 画 】

4 市道の維持事業

◎改良舗装済市道の適切な維持と、未改良道路が改良舗装されるまでの間の維持補修に努め、快適な市民生活を送ることができるよう、必要な維持工事などを進めます。また、市民の理解と協力を得ながら道路愛護事業の取り組みを推進し、道路の環境保全に努めます。

5 道路維持機械整備事業

◎道路維持や冬期間の除雪に欠くことのできない大型建設機械をはじめとする各種車両の適切な修繕を進めるとともに、補助制度などを活用して年次的に車両更新を行います。

6 橋梁の整備

◎中小橋の鋼製の桁・欄干を点検し、塗装などの補修並びに木橋の改築を行います。

〔主な計画事業〕

<前期・後期>

郊外幹線道路の整備

都市計画道路の整備

市街地の道路整備（生活道路）

郊外地の道路整備（生活道路）

バリアフリーに優れたまちづくり事業

排水整備事業

道路維持機械購入事業

道路防塵処理事業

道路路面整正事業

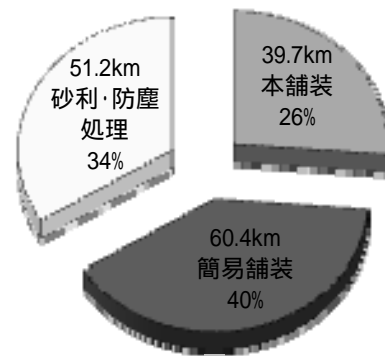
砂利散布事業

路肩草刈事業

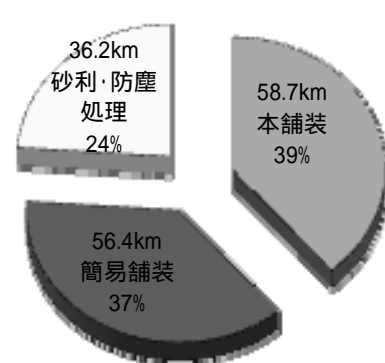
<後期>

小橋梁の整備

平成17年度市道舗装率



市道整備計画(平成28年度)



【 後 期 計 画 】

4 市道の維持事業

◎改良舗装済市道の適切な維持と、未改良道路が改良舗装されるまでの間の維持補修に努め、快適な市民生活を送ることができるよう、必要な維持工事などを進めます。また、市民と協働による道路愛護事業の取り組みを推進し、道路の環境保全に努めます。

5 道路維持機械整備事業

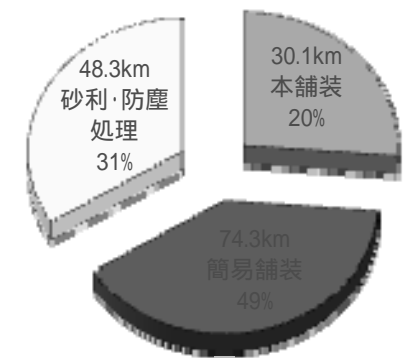
◎道路維持の大型建設機械をはじめとする各種車両の適切な修繕を進めるとともに、補助制度などを活用して年次的に車両更新を行います。

6 橋梁の整備

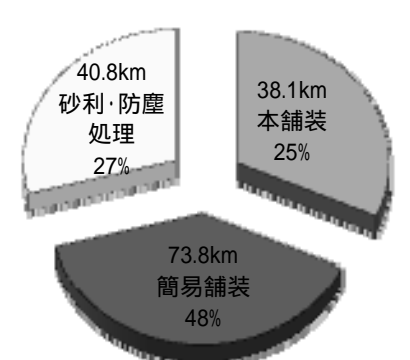
◎橋梁長寿命化計画を策定し、耐震補強や補修・修繕などを適期・適切に実施し社会資本の維持延命を図ります。

〔主な計画事業〕

平成23年度市道舗装率



市道整備計画(平成28年度)



【 前 期 計 画 】

〔現状と課題〕

雪国にとって除排雪は、冬期間の快適な生活環境を確保するうえで重要な課題の一つとなっております。近年は高齢化が進み、より一層のきめ細かな除排雪が求められており、効率的・効果的な除排雪体制のあり方が問われています。

本市は全道の中でも降雪量が多い地域であり、積雪や凍結により市民生活に大きな影響を与えているほか、産業活動を阻害する大きな要因となっています。快適で安全な冬の環境づくりを進めるために、凍結道路の安全対策、交差点の除排雪の充実が必要であり、市民の理解と協力を得ながら除排雪体制の確立を図っていくことが求められています。

旧名寄市の「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を継承した「利雪・親雪推進市民委員会」からの提言を受け、「冬をさらに親しみ」「冬をもっと楽しむ暮らしづくり」と「より快適な冬の生活環境づくり」を達成するため「名寄の冬を楽しく暮らす条例」を新たに制定しました。また、近年、雪や寒さに対しての市民の考えは変わってきており、雪や寒さを活用することや、雪と親しみながらまちづくりを進めることが求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

除排雪機械を計画的に更新するとともに、除排雪に際しては、地域の路線に合った機械配置と雪捨場の確保により作業の効率化を図ります。

市民の協力のもと堆雪スペースの確保を図ります。

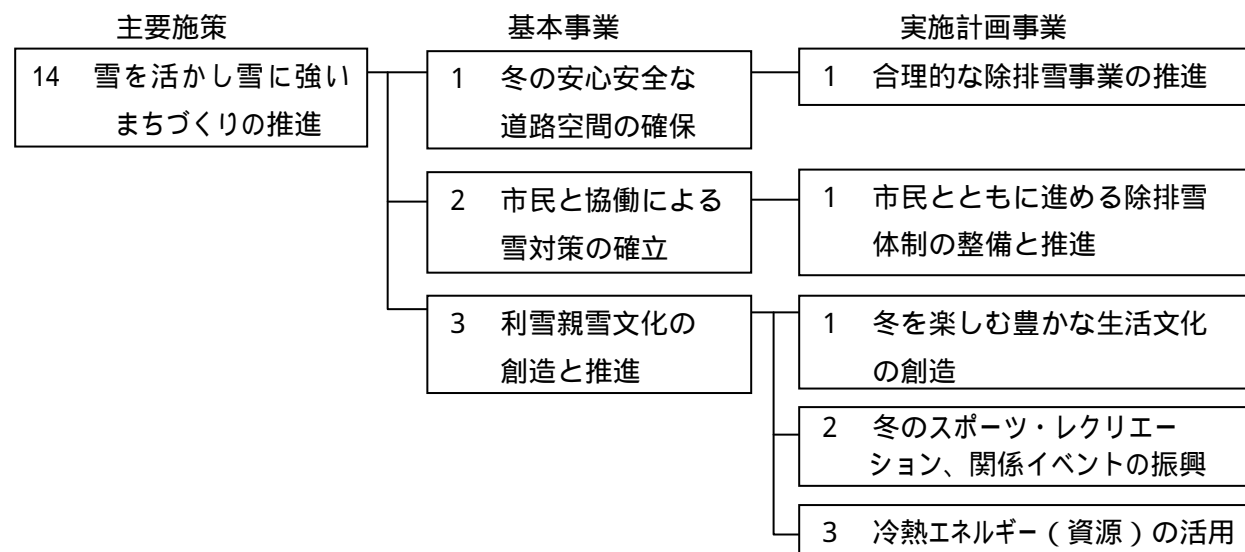
市民との連携・協力で総合的な除排雪体制を確立し、除排雪水準の向上に努めます。

冬の自然条件を活かし、名寄らしい北の文化の創造に努めます。

誰でも雪と寒さに親しめる冬のスポーツやイベントを開催し、魅力あるまちづくりを目指します。

雪や寒さを利用した冷熱エネルギーの活用を促進します。

〔施策の体系〕



【 後 期 計 画 】

〔現状と課題〕

雪国にとって除排雪は、冬期間の快適な生活環境を確保するうえで重要な課題の一つとなっております。近年は高齢化が進み、より一層のきめ細かな除排雪が求められており、効率的・効果的な除排雪体制のあり方が問われています。

本市は全道の中でも降雪量が多い地域であり、積雪や凍結により市民生活に大きな影響を与えているほか、産業活動を阻害する大きな要因となっています。快適で安全な冬の環境づくりを進めるために、凍結道路の安全対策、交差点の除排雪の充実が必要であり、市民の理解と協力を得ながら除排雪体制の確立を図っていくことが求められています。

利雪親雪は、旧名寄市の「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を継承した「利雪・親雪推進市民委員会」からの提言を受け、「冬をさらに親しみ」「冬をもっと楽しむ暮らしづくり」と「より快適な冬の生活環境づくり」を達成するため「名寄の冬を楽しく暮らす条例」を新たに制定しました。また、近年、雪や寒さに対しての市民の考えは変わってきており、雪や寒さを活用することや、雪と親しみながらまちづくりを進めることが求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

除排雪事業は、除排雪用大型機械を計画的に更新するとともに、除排雪に際しては、地域の路線に合った機械配置と雪捨場の確保により作業の効率化を図ります。

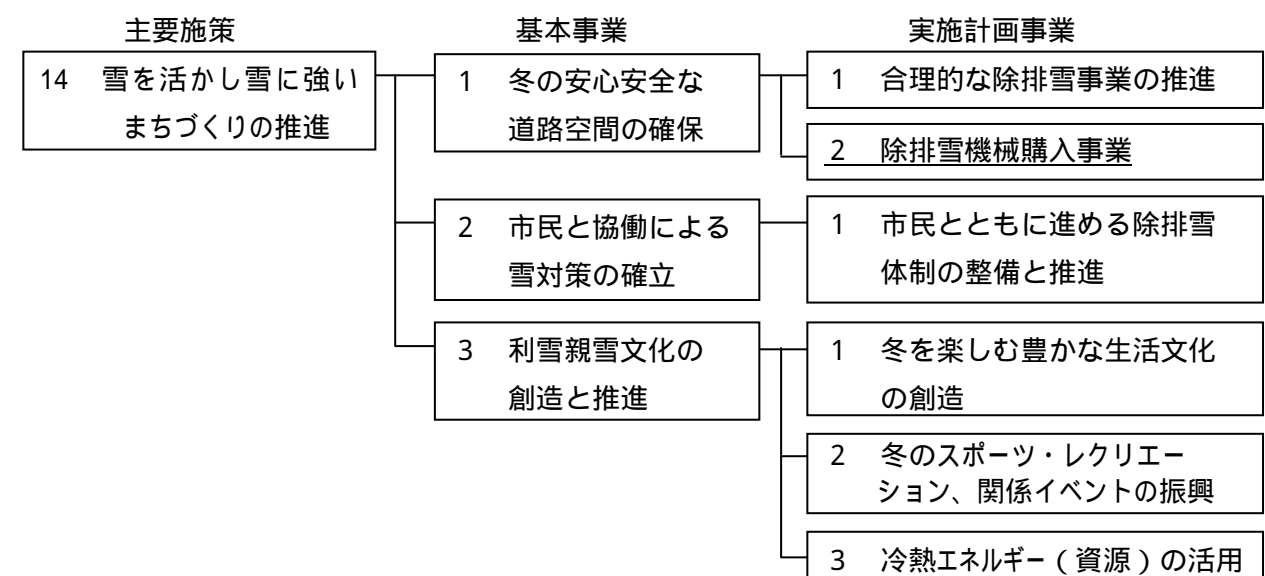
住宅周りなど身近な除排雪は、市民との協働で総合的な除排雪体制を確立すると共に、除排雪助成事業の推進に努めます。

冬の自然条件を活かし、名寄らしい北の文化の創造に努めます。

誰でも雪と寒さに親しめる冬のスポーツやイベントを開催し、魅力あるまちづくりを目指します。

雪や寒さを利用した冷熱エネルギーの活用を促進します。

〔施策の体系〕



【 前 期 計 画 】

〔基本事業〕

- 1 冬の安心安全な道路空間の確保
冬期間の安全な道路環境と快適な生活の確保のため、合理的な除排雪事業を推進するとともに、市民と行政の連携・協力を推進し除排雪水準の向上に努めます。
- 2 市民と協働による雪対策の確立
総合的な除排雪体制は、市民の理解を得て行政が行う除排雪と地域・市民負担で行う除排雪を区分し、市民とともに総合的な除排雪体制を確立していきます。
除雪に伴う路側への堆雪や雪捨場の確保には、市民の理解と協力が得られるよう努めます。
- 3 利雪親雪文化の創造と推進
個性的で魅力ある文化や芸術活動が根付くよう努めるとともに、北国の冬の衣・食・住の知恵と地域の素材を活かして名寄らしい北の暮らしの推進を図るとともに、健康の森や道立公園をはじめとした施設を活用し、雪と寒さに親しめ魅力あるイベントの開催を図ります。
また、雪を活用した農産物貯蔵施設の運用を通して、冷熱エネルギーの活用と研究を図り、さらに雪や寒さを活用した産業の育成を図ります。

〔主な計画事業〕

- < 前期・後期 >
市道除雪事業
市道排雪事業（カット排雪）
除排雪助成事業（排雪ダンプ助成・市道及び私道除排雪助成）
名寄市ホワイトマスターの推奨

【 後 期 計 画 】

〔基本事業〕

- 1 冬の安心安全な道路空間の確保
合理的な除排雪事業を推進するとともに、市民と行政の連携・協力を推進し除排雪水準の向上に努めます。
- 2 市民と協働による雪対策の確立
市民の理解を得て行政が行う除排雪と地域・市民負担で行う除排雪を区分し、市民とともに総合的な除排雪体制を確立していきます。
- 3 利雪親雪文化の創造と推進
個性的で魅力ある文化や芸術活動が根付くよう努めるとともに、北国の冬の衣・食・住の知恵と地域の素材を活かして名寄らしい北の暮らしの推進を図るとともに、健康の森や道立公園をはじめとした施設を活用し、雪と寒さに親しめ魅力あるイベントの開催を図ります。
また、雪を活用した農産物貯蔵施設の運用を通して、冷熱エネルギーの活用と研究を図り、さらに雪や寒さを活用した産業の育成を図ります。

〔主な計画事業〕